

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和5年11月22日(水) 午前9時57分～午前10時25分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 6番 今原ゆかり、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛
オブザーバー
議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和5年12月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 一般質問の受付について
 - (4) 総括質疑の通告について
 - (5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
 - (6) 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 2 今後の議会運営委員会の日程等について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、御手元に配布されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

《議 題》

1 令和5年12月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。着座のままで結構です。

説（総務部） それでは、委員長のお許しをいただきましたので、着座のまま御説明させていただきます。

それでは、令和5年12月定例会に付議させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、諮問が1件、一般議案が第67号から第80号までの14件、補正予算が第81号から第87号までの7件の計22件をお願いするものでございます。

次に、提出予定案件の概要をお願いいたします。

諮問及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、諮問第2号は、現人権擁護委員の神谷章一氏の任期満了に伴い再度推薦いたすものであります。

議案第67号は、高浜市三高駅西駐車場の指定管理者として、株式会社日本メカトロニクスを指定するものであります。

議案第68号は、衣浦衛生組合の規約変更について関係地方公共団体と協議するため、御議決をお願いするものであります。

議案第69号及び議案第70号は、高浜市議会議員及び常勤特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第71号は、本年度の人事院勧告に基づき、第1条及び第2条において、職員及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、第1条及び第4条において、職員、会計年度任用職員の給料月額を改定し、第5条及び第6条において、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定する等のものであります。

議案第72号は、来年度から職員定数のうち、市長部局を1減とし、教育委員会を1増とする改定を行うものであります。

議案第 73 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に係る法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第 74 号は、南部ふれあいプラザ及び南部第 2 ふれあいプラザの指定管理者として特定非営利活動法人、高浜南部まちづくり協議会を指定するものであります。

議案第 75 号は、令和 6 年 4 月 1 日から高浜市役所いきいき広場出張所を廃止するものであります。

議案第 76 号は、令和 6 年 1 月 1 日から宅老所「こっこちゃん」を「いっぷく」に移転統合し、廃止するものであります。

議案第 77 号は、心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者として、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会を指定するものであります。

議案第 78 号は、女性文化センター及び春日庵の指定管理者として、高浜市総合サービス株式会社を指定するものであります。

議案第 79 号は、スポーツ施設の指定管理者として、特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブを指定するものであります。

議案第 80 号は、吉浜交流館の指定管理者として、高浜市総合サービス株式会社を指定するものであります。

続きまして、議案第 81 号、令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 回）について御説明申し上げます。

補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ 3 億 1,412 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 176 億 6,923 万 9,000 円といたすものであります。

10 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、電算機器端末借上料について、契約額の確定に伴い限度額を減額いたすものであります。

12 ページ及び 13 ページをお願いいたします。

地方債補正として、上段のケアハウス改修事業及び下段のスポーツ施設改修事業は、契約金額の確定等に伴い限度額を増減いたすものであります。

50 ページ及び 51 ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金のうち、社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金は、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすもので、産前産後保険税負担金は、産前産後期間の保険税免除分として国から交付されるものであります。

生活保護費負担金は、生活保護費及び生活支援費の増加に伴い増額いたすものであります。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民記録システム修正業務に対する補助金を計上いたすものであります。

2 目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金は、移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすもので、介護保険事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金は、介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費に対する補助金を計上いたすものであります。

15 款 1 項 1 目民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金は、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすもので、産前産後保険税負担金は、産前産後期間の保険税免除分として県から交付されるものであります。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、いきいき号循環事業に対する補助金で、県からの事業採択に伴い計上いたすものであります。

2 目民生費県補助金のうち、社会福祉費補助金の障害者医療費補助金及び精神障害者医療費補助金は、審査支払手数料の増加に伴い増額いたすもので、地域生活支援事業費等補助金は、移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすものであります。

児童福祉費補助金の母子家庭等医療費補助金及び子ども医療費補助金は、母子家庭等医療扶助費及び子ども医療扶助費の増加に伴い増額いたすもので、産休等代替職員設置費補助金は、民間保育所の産休代替職員の任用費に対する補助金を計上いたすものであります。

52 ページ、53 ページをお願いいたします。

9目教育費県補助金の教育支援体制整備事業費交付金は、公立幼稚園のICT化事業に対する補助金を計上いたすものであります。

16款1項2目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い増額いたすものであります。

17款1項1目一般寄附金は、日本スポーツウエルネス吹矢協会、高浜大鷲支部様からの御寄附をいただいたもので、2目民生費寄附金の保育園等保育用品購入指定寄附金及び5目教育費寄附金の幼稚園保育用品購入指定寄附金は、明治安田生命保険相互会社様から御寄附をいただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

20款4項4目雑入のスポーツ振興くじ助成金は、交付額の決定に伴い減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

56ページ及び57ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の3、議会運営事業のうち、訴訟等業務委託料は、事件の判決があったことに伴い増額するものであります。

58ページ、59ページをお願いいたします。

2款1項2目文書管理費の訴訟等業務委託料は、昨今の訴訟状況に鑑み、不足が見込まれるため増額いたすもので、顧問弁護士委託料は、定例顧問弁護士相談の委託料が不足することが見込まれるため増額いたすものであります。

9目財政管理費及び10目会計管理費は、ペーパーレス化に伴い印刷製本費を減額いたすものであります。

11目財産管理費は、楽習館児童クラブの児童の送迎に伴い、市有バス運転業務委託料が不足するため増額いたすものであります。

12目企画費は、地域団体を応援するふるさと納税があったものを9団体に交付いたすものであります。

14目電算管理費の2、情報系庁内LAN管理事業は、来年度に向けて職員用のパソコンを購入するための費用を計上いたすもので、20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上いたすものであります。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目賦課徴収費の 3、市税賦課事業は、特別徴収税額通知（納税義務者用）圧着機の更新費を計上いたすものであります。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 3、戸籍住民基本台帳事務事業は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム修正費を計上いたすものであります。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。

2 款 8 項 1 目基金費は、財政調整基金利子額等の確定により積立金を増額いたすものであります。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目地域福祉推進費は、障害福祉サービス等報酬改定に伴う福祉総合システムの改修費を計上いたすものであります。

3 目障害者在宅・施設介護費、1、障害者自立支援給付事業は、利用者の増加等に伴い障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費を増額いたすもので、2、地域生活支援事業は、利用者の増加等に伴い、訪問入浴サービス費、移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費等を増額いたすものであります。

7 目介護保険推進費は、介護報酬改定に伴いシステム改修費を計上いたすものであります。

10 目障害者医療費、66 ページ、67 ページをお願いし、11 目子ども医療費及び 12 目母子家庭等医療費は、受診件数の増加等に伴い、精神障害者医療扶助費、子ども医療扶助費及び母子家庭等医療扶助費を増額いたすものであります。

15 目国民健康保険事業費、16 目介護保険事業費及び 17 目後期高齢者医療事業費は、保険給付費等の増額及び人事交流等に伴う人件費の増額に伴い繰出金を増額いたすものであります。

68 ページ、69 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3、保育園管理運営事業のうち、中央保育園トイレ配管修繕工事費は、中央保育園 2 階トイレの上水管の漏水を修繕するための工事費を計上いたすもので、民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は、民間保育所において産休代替職員を配置するための補助金を計上いたすも

のであります。

72 ページ、73 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 2 目生活援助費の 1、生活保護事業及び 2、中国残留邦人支援事業は、対象者の増加及び対象者の入院等に伴い、生活保護費及び生活支援費を増額いたすものであります。

74 ページ、75 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目商工業振興費は、物価高騰や燃料費の価格上昇の影響などにより融資を必要とする事業者や借換えによる融資が増加したことに伴い、信用保証料補助金を増額いたすものであります。

76 ページ及び 77 ページをお願いいたします。

8 款 2 項 1 目生活道路新設改良費の 1、道水路維持管理事業は、道水路の経年劣化などによる補修箇所が複数発生したことに伴い工事請負費を増額いたすもので、3、橋りょう改築事業は、中根橋架け替え工事負担金の変更分を増額いたすものであります。

80 ページ、81 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費の庁用器具費は、高取小学校のクラス数が令和 6 年度に 1 増となることに伴い、電子黒板、タブレット充電保管庫を購入するなどの費用を計上いたすものであります。

10 款 3 項 1 目学校管理費の 2、中学校維持管理事業及び 3、中学校給食運営事業は、南中学校のクラスが令和 6 年度に増となることに伴い、机、椅子、食器等を購入するなどの費用を計上いたすものであります。

2 目教育振興費は、対象者が増加したことに伴い、要保護及び準要保護生徒就学援助費を増額いたすものであります。

82 ページ、83 ページをお願いいたします。

10 款 5 項 5 目文化事業費は、かわら美術館・図書館のバリアフリー法に適合するための工事請負費を計上いたすものであります。

そのほか、全体を通じまして、人事交流等に伴い、人件費を増減いたしております。

補正予算書の 3 ページの補正予算総括表にお戻りをお願いいたします。

まず、国民健康保険事業特別会計の補正は、療養給付費及び高額療養費交付金の増。公共駐車場事業特別会計の補正は、基金利子の増。介護保険特別会計の補正は、居宅介護サービス給付費等、各種給付費の増。後期高齢者医療特別会計の補正、並びに水道事業会計及び下水道事業会計の補正は、人事交流等に伴う人件費の増が主なものでございます。

以上が12月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、諮問1件、一般議案14件、補正予算7件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は退席を願ひます。

ありがとうございます。御苦勞さまでした。

(2) 議案の取扱いについて

委員長 事務局より説明を願ひます。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

12月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に9月21日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては11月30日から12月19日までの20日間でございます。

議案の取扱いにつきましては、11月30日の本会議初日において、諮問第2号を即決で願ひ、引き続いて、議案の上程、説明を受けます。

12月5日、第2日目と6日、第3日目の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、12月8日の第4日目は、議案第67号から議案第87号の総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。

12月12日、総務建設委員会においては、議案第67号及び議案第68号の条例関係2議案、並びに議案第81号から議案第83号まで、並びに議案第85号から第87号までの補正予算関係の6議案を審査願います。

12月13日の福祉文教委員会においては、議案第69号から議案第80号の条例関係等の12議案、並びに議案第81号及び議案第84号の補正予算関係の2議案を審査願います。

なお、補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいておりますので御了承をお願いいたします。

最終日の12月19日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、11月24日金曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は受付順としますが、11月24日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにより質問の順序を決めさせていただきます。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

そのように決めさせていただきます。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより、定例会開会2日目の午後5時までであります。

総括質疑を行う予定の方は、12月1日の午後5時までに総括質疑通告書を御提出いただきますようお願いを申し上げます。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書5件であります。

陳情第15号から陳情第19号までにつきまして付託先の委員会を事務局から発言願います。

説(事務局 副主幹) それでは、御手元に陳情文書表と各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情5件の付託委員会につきましては、陳情第15号につきましては総務建設委員会に付託、陳情第16号から第19号までにつきましては福祉文教委員会に付託するということをお願いいたします。

委員長 ただいま各陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「すいません。」と発声するものあり。

説(事務局 副主幹) 失礼しました。説明が誤っておりまして申し訳ございませんでした。

総務建設委員会への付託は、陳情第 15 号及び陳情第 17 号、福祉文教委員会には陳情第 16 号及び陳情第 18 号と第 19 号になります。

よろしく願いいたします。

委員長 それでは、各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありましたとおりに決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定させていただきます。

(6) 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

委員長 この件につきましては 10 月 17 日開催の各派代表者会議で御協議いただいた結果、人選については御手元に配付してあります案のとおりとし、取扱いは、12 月定例会の初日に、当局の 12 月定例会に係る議案上程の前に日程に上げて、本会議において議長よりそれぞれ指名推選することが全会一致で決定をしております。

このとおり決定して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 初めに、12 月 8 日の金曜日、本会議第 4 日目の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定をお願いいたします。

続いて、令和 6 年 3 月定例会の日程を協議する議会運営委員会を 12 月 13 日

の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので御予定をお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 25 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長